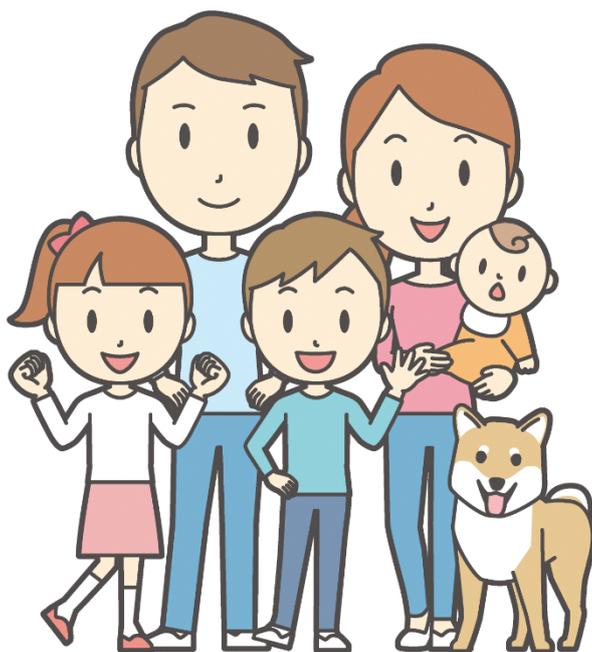


伊方町第3期子ども・子育て支援事業計画 計画書
概要版



令和7年3月
伊方町

計画の策定に当たって

●計画の性格

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

また、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」としての性格も併せ持ちます。

●計画期間

計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

なお、計画値と実績に大きな乖離がみられたときは、計画中間年度の令和9年度を目途に中間見直しを行うものとします。

基本理念

これまでの「伊方町子ども・子育て支援事業計画」（第2期計画）の基本理念である『子』と『親』がともに笑顔で「育つまち」の方向性を維持しながら、子育て世帯が減少していく中、地域全体で「子育て」と「親育ち」を進めていくため、以下の基本理念を定めるものとします。

地域の中で、親子が笑顔で育つまち

～地域ぐるみで子育て中の家族が心豊かに生きる喜びを分かち合う まちづくり～

子ども・子育て支援関連施策の展開

1 地域における子育ての支援

保護者のニーズや子育て意識の変化、社会情勢の変化に応じた事業を進め、多様な子育て支援の充実や体制整備に努めます。

また、保護者が家庭の中で悩みや不安を抱えたまま孤立しないよう、地域全体で子どもと子育て家庭を支援する環境づくりを目指します。

併せて、保護者の就労形態の変化に対応し、子どもの健全育成に向けたサービスを推進します。

保育所の再編や認定こども園への移行を進めるとともに、認可保育所全園での一時保育事業の実施に向けて、体制を整備します。

<施策>

- (1) 子育て支援の充実
- (2) 保育サービス等の充実
- (3) 家族ぐるみ、地域ぐるみの子育て意識の醸成

2 保健・医療体制の充実

子どもが健康的に生活できるよう、年齢や家族の生活状況に応じた支援を行います。また、子どもの健康だけではなく、ともに生活し成長する家族の心身のサポートにも努めます。

さらに、小児医療体制の維持・確保に努めます。

<施策>

- (1) 母子の健康の保持・増進
- (2) 「食育」の推進
- (3) 思春期保健対策の充実
- (4) 小児医療の充実

3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

子どもが健全に成長できるよう、家庭や地域・学校が連携して、人権意識や「次代の親」となる意識を高めるために、人材育成の取り組みを推進します。

また、地域社会における一員としての自覚を育むための多様な教育の推進、子ども同士のトラブルや氾濫する有害情報から身を守るための教育に努めます。

<施策>

- (1) 次代の親の育成
- (2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校等の教育環境の充実
- (3) 家庭や地域の教育力の向上

4 安全・安心のまちづくり

交通安全対策や防犯対策について、ソフト・ハード両面からの整備・支援を推進します。

また、地域ぐるみの防犯体制や交通安全意識の向上を進めるとともに、防災教育の推進について検討します。

<施策>

- (1) 安心して外出できる環境の整備
- (2) 防犯・防災対策の推進

子どもを犯罪等被害から守るため、関係機関と連携して防犯活動を促進します。また、保育所・小中学校において防災教育の推進に努めます。

5 仕事と家庭・地域生活の両立支援

町の産業構造に考慮した就業環境の改善、必要な技術の導入等を促進するとともに、育児休業の取得や男性の育児参加の促進に向けた職場や地域の環境づくりを目指し、家庭と仕事の両立支援に努めます。

<施策>

- (1) 男女の仕事と家庭・地域生活の調和の推進
- (2) 子育てとの両立支援
- (3) 男性の家庭生活への参画促進

6 援助が必要な家庭へのきめ細かな支援

要保護児童の健康や安全等の確保を最優先に、要保護児童やその保護者、家庭の状況を的確に把握し、個々の状況に応じ、きめ細かに対応できるような連携体制や地域社会での助け合いの仕組みづくりを推進します。

<施策>

- (1) 児童虐待防止対策及び対応の充実
- (2) ひとり親家庭、貧困家庭の自立支援の推進
- (3) 障がいのある児童や家庭への支援の充実
- (4) ヤングケアラーの把握・支援

子ども・子育て支援事業計画

● 子ども・子育て支援給付（量の見込み及び確保の方策）

今後も、子どもの人口が減少すると考えられることから、既存の教育・保育施設において教育・保育を実施するものとします。

教育施設（幼稚園・認定こども園）については、町外の幼稚園等に通園していただくものとします。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
教育施設（1号認定等）					
①量の見込み (人)	3	3	3	3	3
②確保の方策（利用定員） (人)	0	0	0	0	0
過不足②-① (人)	△ 3	△ 3	△ 3	△ 3	△ 3
保育施設（2号認定）					
①量の見込み (人)	59	54	46	44	43
②確保の方策（利用定員） (人)	177	177	177	177	177
過不足②-① (人)	118	123	131	133	134
保育施設（3号認定 0歳児）					
①量の見込み (人)	2	1	1	1	1
②確保の方策（利用定員） (人)	11	11	11	11	11
過不足②-① (人)	9	10	10	10	10
保育施設（3号認定 1歳児）					
①量の見込み (人)	13	14	13	13	12
②確保の方策（利用定員） (人)	28	28	28	28	28
過不足②-① (人)	15	14	15	15	16
保育施設（3号認定 2歳児）					
①量の見込み (人)	15	13	14	13	13
②確保の方策（利用定員） (人)	39	39	39	39	39
過不足②-① (人)	24	26	25	26	26

●地域子ども・子育て支援事業（量の見込み及び確保の方策）

各年度で各事業を利用する人数（見込み量）に対し、現行の事業体制の拡充と柔軟な対応を図り、各事業の提供体制を確保します。

事業分類		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①利用者支援事業						
確保の方策	（実施か所数）	1	1	1	1	1
②地域子育て支援拠点事業						
量の見込み	（人日）	3,829	4,242	4,497	4,497	4,497
確保の方策	（人日）	3,829	4,242	4,497	4,497	4,497
実施か所	（か所）	3	3	3	3	3
③妊婦健診事業						
量の見込み	（人）	29	28	27	26	25
確保の方策	（人）	29	28	27	26	25
④乳児家庭全戸訪問事業						
量の見込み	（人）	15	13	11	10	8
確保の方策	（人）	15	13	11	10	8
⑤養育支援訪問事業						
量の見込み	（人）	4	5	5	5	5
確保の方策	（人）	4	5	5	5	5
⑥一時預かり事業（幼稚園在園児以外）						
量の見込み	（人日）	69	70	68	68	69
確保の方策	（人日）	69	70	68	68	69
実施か所	（か所）	5	5	5	5	5
⑦時間外保育事業（延長保育）						
量の見込み	（人日／年）	32	31	28	28	28
確保の方策	（人日／年）	32	31	28	28	28
⑧放課後児童健全育成事業						
量の見込み	（人）	66	57	51	43	39
	低学年	58	50	45	38	34
	高学年	8	7	6	5	5
確保の方策	（人）	90	90	90	90	90
実施か所	（か所）	5	5	5	5	5
⑨乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）						
0歳児	量の見込み	（人）	0	1	1	1
	確保の方策	（人）	0	1	1	1
1歳児	量の見込み	（人）	0	1	1	1
	確保の方策	（人）	0	1	1	1
2歳児	量の見込み	（人）	0	1	1	1
	確保の方策	（人）	0	1	1	1

※確保の方策（供給量の目標）を設定した事業のみ掲載

伊方町 第3期子ども・子育て支援事業計画【概要版】

発行年月：令和7年3月

編集・発行：伊方町保健福祉課こども・子育て政策係

〒796-0301

愛媛県西宇和郡伊方町湊浦 1993 番地 1

TEL：0894-38-0217

FAX：0894-38-1120